



第7章

都市づくりの実現に向けて

1 基本的な考え方

- (1) 役割分担と協働の都市づくり
- (2) 効率的な都市づくり

2 都市計画基本方針の推進

- (1) 市民主体のまちづくりの推進
- (2) 地域の特性に応じた整備手法の活用
- (3) まちづくり推進体制の確立
- (4) 都市計画基本方針の管理・評価

第7章 都市づくりの実現に向けて

1 基本的な考え方

(1) 役割分担と協働の都市づくり

本市の目指すべき将来の都市像『笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市』を実現するために、都市計画基本方針の基本理念である「活力ある産業と快適な生活環境が調和した都市づくり」を目指し、都市づくりと地域づくりについて、全体構想と地域別構想、分野別の方針で方向付けましたが、これらを具体化し実現していくことが求められます。

都市計画基本方針を実現するため、市民及び事業者、そして行政は、都市計画基本方針における都市づくりの基本的な方向性や分野別の方針、地域づくりの基本的な方針などを共有します。市民及び事業者と共有するための方策として、行政は、市民及び事業者に都市計画基本方針の内容と都市計画やまちづくりに関する情報提供を行います。

まちづくりを進めていくには、市民及び事業者、そして行政がそれぞれの果たすべき役割と責任を分担して、地域特性やニーズに応じたまちづくりに積極的に参画するとともに、相互に連携を図りながら、協働のまちづくりを進めます。

(2) 効率的な都市づくり

都市計画基本方針では、目指すべき都市像を実現する都市づくりの基本的な方向性を「機能が集約されあらゆる世代への優しさを備えた都市づくり」「自然環境と調和し地域コミュニティを維持・増進する都市づくり」「安全・安心で環境に対する負荷の少ない都市づくり」「地域の産業が持続的に成長・発展する都市づくり」の4つに区分して方針を定めています。

これらの方針に沿った都市づくりを進めるにあたっては、効率的な財源の活用が必要となるため、限られた財政状況の中で、必要度や重要度に応じて優先事業や施策を選択するなど、費用対効果を十分に検証して事業を推進することが大切です。

2 都市計画基本方針の推進

(1) 市民主体のまちづくりの推進

多様なニーズに対応した、よりきめ細かいまちづくりを展開していくためには、市民が主体となって、住環境を高め安全・安心で、地域の特性を重視したまちづくりに取り組んでいくことが望まれます。

また、まちづくりを進める上では、関係者の合意形成を図っていくことが必要不可欠となります。このため行政は、都市計画基本方針に示された都市づくりの基本理念実現の視点から、市民のまちづくり活動や合意形成にあたっての支援、まちづくりに関する情報の提供などにより、市民が主体となるまちづくりを総合的に支援するとともに、それぞれのまちづくりを調整・連携して、参加・協働のまちづくりを進めていきます。

(2) 地域の特性に応じた整備手法の活用

まちづくりを進めるにあたっては、土地利用や住環境、景観などをより良いものとするため、市民参加により地域の特性にあった整備手法・制度について調査・研究を進めます。都市計画法や景観法などに定められている地区計画、景観の届出制度などの各種制度や事業を活用し、それらを効果的に組み合わせることによって、総合的かつ一体的な整備が可能となるよう、まちづくりを進めます。

(3) まちづくり推進体制の確立

まちづくりは、多岐に渡る課題を調整しつつ、総合的に行政運営を行う必要があります。都市計画基本方針で方向付けられた幅広いまちづくりを効率的に推進していくために、庁内の関係各課の連携が図られるよう横断的に組織する体制で、まちづくりに関わる関連情報の共有や情報提供、計画や事業実施にあたっての相互調整などを進めます。

また、国、県、隣接市町などの関係機関との連携や協力体制の強化に努めます。

広域連携で実施したほうが現実的で効率的、効果的な場合には、周辺市町とさらなる連携を強め、調整・補完しあいながらまちづくりを推進していきます。

さらに、市民などが主体となって担っていくまちづくりを進めると同時に、民間の資本やノウハウを活用した効率的・効果的な事業手法を導入していきます。

(4) 都市計画基本方針の管理・評価

都市計画基本方針に基づいてまちづくりを進める上で、都市計画基本方針の内容が個別部門計画や施策、事業へと移行するよう、適宜、進捗状況の把握に努めるとともに、進捗状況を管理・評価することによって、重点的・効果的な事業・施策実施の判断材料とします。

都市計画基礎調査や各種統計データなどをもとに、将来都市構造と現状との差を分析し、定期的に市民アンケート調査を実施することにより、都市計画・まちづくりに対する市民満足度を把握します。

そして、都市計画基本方針の進捗状況の検証を行い、概ね10年後の定期見直しを基本として、社会経済情勢の変化などに対応して機動的に都市計画基本方針を見直します。

